

○地方公務員等共済組合法運用方針（抄）

改正

平成一九年二月七日総行福第三九三号
平成三年六月一日総行福第二〇三号

施行

昭和三十七年十月三日

自治甲公第十号

目次

第一章 地方公務員等共済組合法関係

第百五十九条の二関係

第百六十一条関係

第百六十一条の三関係

第百六十二条関係

第百六十四条関係

第百六十七条関係

第百六十九条関係

第二章 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する

施行法関係

第百四条関係

第五章 地方公務員等共済組合法施行規則関係

第十四条関係

附記

※第百五十九条の二関係から第百六十九条関係までの規定は、総行福第二〇三号（平成二十三年六月一日）の平成二十三年六月一日の適用に伴い削除されたものですが、参考として掲げたものです。

※削除された条文には、条の右に縦線を引いています。

第一章 地方公務員等共済組合法関係

第百五十九条の二関係

「引き続きいたものとみなし」とは、退職により地方議会議員でない期間があつた場合においては、当該期間を除き、前後の期間が引き続きしているものとみなして取り扱うことをいう。

第百六十一条関係

第四項

「退職一時金の支給を受けた」場合には、退職一時金の受給資格期間に達しなかつたためその受給権が発生しなかつた場合を含まないが、退職一時金の受給権が発生し、まだその支払を受けていない場合及びその請求権が時効により消滅した場合を含む（法第百六十二条第二項において同じ）。

第百六十一条の三関係

第二項

「掛金の総額」とは、就職した日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの分として共済会に納められた掛金の合算額をいう。

第百六十二条関係

第二項

法第百六十一条の二の規定に該当する地方議会議員

であつた者については、「退職年金の年額」又は「当該退職年金の年額」とは、第百六十一条の二の規定の適用された後の退職年金の年額とする。法第百六十三条第一項の遺族年金を受ける者の当該遺族年金の年額の計算についても、同様とする。

第百六十四条関係

第三項

一 一の共済会の退職年金又は公務傷病年金を受ける者が地方議会議員として再就職し、他の共済会の会員となつた場合は、当該退職年金又は公務傷病年金の支給は停止されない。

二 「第百五十九条第一項に規定する再就職」には、法第百五十九条第二項に規定する場合に係る再就職を含む。

第百六十七条関係

施行規則第十五条第二項

法第百六十七条第二項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、法第百六十六条第一項に規定する掛金及び特別掛金を同条第五項及び第六項の規定により共済会に払い込む際に同時に払い込むものとする。

第百六十九条関係

第一項

一 「共済給付金を受ける権利」とは、年金である共済給付金については当該年金である共済給付金の基本権をいうものであり、支給期月ごとに生ずる支分権の消滅時効は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百六十九条の規定（定期給付債権の短期消滅時効五年）が適用される。

二 年金である共済給付金を受ける権利の消滅時効期間は、基本権については、法律上決定の請求をすることができることとなつた日の翌日を、支分権については、支給すべき期月の翌月の初日をそれぞれ起算日として計算されるが、年金の決定がなされた後の基本権は、時効により消滅しないものとして取り扱う。

三 公務傷病年金受給者の退職年金受給権に関する時効の進行については、当該公務傷病年金の受給権の消滅の日まで進行しないものとして取り扱う。

四 時効期間が満了した場合には、共済会は時効の利益を放棄しないものとする。ただし、特別の事情がある場合において、共済会の会長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

五 支分権については、四のただし書の規定を適用しない。

六 共済会は、四のただし書の規定を適用するに当たつ

て、給付の請求をしようとする者に対し、給付の請求をしなかつた理由を記載した書面の提出を求めるものとする。

七 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利の時効については、民法の規定が適用される。

（平一九総行福三九三二部改正）

第二章 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法関係

第一百四条関係

第四項・施行令附則第七十五条の二第四項及び施行規則

第五条の十四

沖繩の共済法の規定の例により年金たる共済給付金を支給すべき理由には、当選無効又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決の確定を含むものとして取り扱う。

第五章 地方公務員等共済組合法施行規則関係

第十四条関係

第三項

「総務大臣の承認」については、事業計画及び予算の作成又は変更のつどこれを受けるものとする。

附記（平成一九年二月一七日総行福三九三三号）

この運用方針の改正は、平成十九年十二月十七日から適

用する。

附記（平成二十三年六月一日総行福第二〇三号）

この運用方針の改正は、平成二十三年六月一日から適用する。